

第4号様式（第10条関係）

会議録（要旨）

会議名	平成22年度第1回国民健康保険運営協議会
開催日時	平成22年9月21日（火） 午後2時～午後3時30分
開催場所	市議会委員会室（市役所5階）
出席者及び欠席者	<p>出席者：被保険者代表 荒田 成子、岡本 皓夫、田代 芳久、濱浦 雪代 保険医代表 田島彰、千竈 学、比留間 修一 北條 泰輔 公益代表 天目石要一郎、藤野 圭一、糸山敏夫 被用者保険代表 瀧沢政視 市側事務局 市民生活部長、保険年金課長、保険年金課主査、担当 欠席者：公益代表 栗原高明</p>
議題	<p>1 報告事項 国民健康保険税の減額（7割・5割・2割軽減）及び賦課限度額並びに子どもに対する短期被保険者証の交付方法等（諮問）について（資料1）</p> <p>2 議題 (1) 諮問事項の検討について ①国民健康保険税の減額（7割・5割・2割軽減）について（資料2） ②国民健康保険税の賦課限度額について（資料3） ③子どもに対する短期被保険者証の交付方法等について（資料4） (2) その他 【配布資料】 資料1 国民健康保険税の減額（7割・5割・2割軽減）及び賦課限度額並びに子どもに対する短期被保険者証の交付方法等（諮問）について 資料2 国民健康保険税の減額（7割・5割・2割軽減）について 資料3 国民健康保険税の賦課限度額について 資料4 子どもに対する短期被保険者証の交付方法等について</p>
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>報告事項について：承認 議題について：1の①国民健康保険税の減額（7割・5割・2割軽減）については、平成23年度から実施する旨の答申を行うこととされた。 1の②国民健康保険税の賦課限度額については、地方税法施行令に規定する額への引き上げを平成23年度から実施することとし、医療分を50万円、後期高齢者支援金分を13万円、介護分を10万円とする旨の答申を行うこととされた。 1の③子どもに対する短期被保険者証の交付方法等については、子ども（18歳の年度末以前）については6か月有効の短期被保険者証を郵送交付し、それ以外の世帯については6か月有効期間の短期被保険者証を窓口交付し、平成22年10月1日から実施する旨の答申を行うこととされた。</p>
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>(議長)開催に先立ちまして、市長よりごあいさつがございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">～市長あいさつ～</p> <p>(議長)続きまして、本年8月に職員の異動がございましたので、この場をお借りいたしまして、事務局より紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～事務局あいさつ～</p> <p>(議長)定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、御出席くださいまして、誠にありがとうございます。それでは、ただいまから、平成22年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております</p>

で、本日の会議は有効に成立いたします。次に会議録署名委員の指名ですが、武藏村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づきまして、被保険者代表として田代芳久委員、保険医等代表として北條泰輔^{たじょうよしひさ}^{ほうじょうたいすけ}公益代表として天目石要一郎^{あまめいしょういちろう}委員を指名いたします。

(議長) 次に、「報告事項 国民健康保険税の減額(7割・5割・2割軽減)及び賦課限度額並びに子どもに対する短期被保険者証の交付方法等について」でございますが、この案件につきまして市長から諮問を受けておりますのでご報告いたします。内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

～事務局報告～

(議長) 報告が終わりました。質疑がございましたら、お願ひいたします。

～質疑～

(議長) 質疑等がないようでございますので、報告事項につきましては、御了承いただきたいと思います。

(議長) それでは、続きまして、議題1「諮問事項の検討」でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

～事務局説明～

(議長) 説明が終わりました。それでは、ただ今の説明に対し、質疑をお受けいたします。議題1の③「子どもに対する短期被保険者証の交付方法等について」からお願ひいたします。

～質疑～

(議長) 質疑ございますか。

(委員) 内容には賛成ですが、短期証の交付は滞納者が来庁する方法を取っておりますが、収納の確保や滞納者の状況把握を行う観点から訪問する方法も検討されたらいかがでしょうか?

(委員) 議会要望はどのような内容でしょうか? システムで対応が難しいとのことですですが、滞納が増加するのではないか心配しております。未成年者は親の責任ですので、(保険証を)交付しても問題ないですが、継続して滞納している方がいて、不納欠損が多くなるのではないかと危惧しております。滞納処分はどのような方法なのでしょうか?

(市民生活部長) 議会要望では、「子どもに責任がないため全員短期証を発行していただきたい、取りに来られない方にも何とかしていただきたい」との話があり、市長からも当協議会の判断を仰ぎたいとのことでありました。また、18歳以下の子どもについては、法改正の基づき、有効期間6か月の短期証を交付しますが、それ以外の世帯についても事務局で検討した結果、実務的に難しく、システム対応費用もかかること等を勘案し、同一の有効期間をさせていただいたものです。滞納者の徴収については、悪質等の滞納者については、差押等の滞納処分を含め、収納課で対応しておりますので、よろしくお願ひいたします。

(委員) 内容は分かりましたが、納付機会の減ることで滞納額が増えないよう努力していただきたいと思います。また、短期証の交付世帯数はどの程度位でしょうか? システム上の対応が難しいとのことで一律に短期証を交付することに問題はないのでしょうか?

(市民生活部長) 手元に資料がなく申し訳ありませんが、短期証交付世帯数は本年4月で480件程度と記憶しております。なお、取りに来られていない方は相当数いるかと思います。委員さんのご指摘どおり、税の公平性の面はございますが、6か月としたことで事務軽減となるわけではなく、収納部門と連携を図りながら、滞納者の方の状況把握等に努め、適切な対応をはかってまいりたいと考えております。

(委員)保険証の交付方法については賛成であり、子どもに対し郵送で交付する方法は、学校行事でも使用することが多いことから、ベストではないかと考えております。また、子どもの有効期間は6か月とされておりますが、6か月以上の期間も他市で実施されていることから、今後の検討課題としていただきたいと思います。

(委員)内容は承知しますが、窓口相談については危惧しており、滞納者の状況を把握し、配慮しながら相談していただくよう要望しておきます。

(委員)短期証の発行世帯の基準が、特別な事情がなく滞納している世帯となっているため、滞納者の状況は把握していただきたいと思います。

(委員)なぜ短期証を取りに来ないのかについて研究をしていただければと思います。

(議長)質疑がないようでしたら、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

～委員の意見については全員が賛成されたが、「滞納が増えているのは不景気の影響もある」、「今後も滞納額が増えないよう滞納者の実情を把握しながら相談していただきたい」、「税の公平性の部分や滞納が7億円と10年前から変わらない点は気になる」などの意見があった～

(議長)委員の皆さんからご意見をいただきましたが、議題となっております諮問事項に対する結論といたしましては、資料の内容のとおり、子ども(18歳の年度末以前)については6か月有効期間の保険証を郵送で送付し、それ以外の世帯については6か月有効期間の保険証を窓口で交付する、とさせていただいてよろしいかと思いますが、これにご異議ございませんか。

～異議なし～

(議長)異議等がないようございますので、議題1の③につきましては、後日、私と事務局の方で答申書を作成し、提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～異議なし～

(議長)それでは、そのように進めさせていただきます。

(議長)それでは、続きまして、議題1の①「国民健康保険税の減額(7割・5割・2割軽減)について」、事務局から説明をお願いいたします。

～事務局説明～

(議長)説明が終わりました。それでは、ただ今の説明に対し、質疑をお受けいたします。

～質疑～

(委員)基本的に賛成ですが、この制度は時限的なものか恒久的なものでしょうか？

(保険年金課長)恒久的なものでございます。

(委員)この制度を実施することで市の持ち出し分があるわけですが、保険税の値上げとならないよう要望いたします。

(委員)今回の制度は実施時期はいつなのでしょうか？

(保険年金課長)平成23年4月からでございます。

(委員)被保険者にとってのデメリットは何かありますか？

(保険年金課長)特にございません。

(議長)質疑がないようでしたら、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

～委員の意見については全員が賛成されたが、「市の持ち出しが増える」、「保険税の跳ね返りがないようにしていただきたい」、「資産を持っている方よりも低所得者への配慮となっている」などの意見があつた～

(議長)委員の皆さんからご意見をいただきましたが、議題となっております諮問事項に対する結論といたしましては、資料の内容のとおり、平成23

年4月から国民健康保険税の減額（7割・5割・2割軽減）を実施するとさせていただいてよろしいかと思いますが、これにご異議ございませんか。

～異議なし～

(議長)異議等がないようでございますので、議題1の①につきましては、後日、私と事務局の方で答申書を作成し、提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～異議なし～

(議長)それでは、そのように進めさせていただきます。

(議長)次に、議題1の②「国民健康保険税の賦課限度額について」を事務局から説明をお願いいたします。

～事務局説明～

(議長)説明が終わりました。それでは、ただ今の説明に対し、質疑をお受けいたします。

(委員)中間所得者層の負担を軽減するとありますが、実際には所得の多い人の負担が増えるということではないのでしょうか？限度額の引き上げた場合の影響額はこの世帯すべてとはならないと考えられるのですが、この額で正しいのでしょうか？

(保険年金課主査)限度額超過世帯数は、システムでの試算結果ですので、その額となります。中間所得者層が実際に軽減されるかについては、特定の方を抽出して試算した訳ではありませんが、国の説明では、応益割応能割を50対50とした場合は、そのような形になるとされております。

(委員)事務局は、賦課限度額の引き上げについてどのような考え方をお持ちなのかお聞かせください。

(保険年金課長)地方税法の改正に従いまして、その額に近づけていきたいと考えております。

(委員)賦課限度額の引き上げに関して、平成23年度の各市の状況はこの資料どおりとなるのでしょうか？

(保険年金課長)資料は平成22年度の状況でございます。

(委員)所得階層別の保険税負担は理解できますが、当市は資産割が高く、収入が低いにも関わらず、資産割がかかるため、非常に苦しい状況があります。また、市外に資産をお持ちの方は資産割がかからないなど、資産割のあり方や税率を含め、今後検討していただきたいと思います。

(市民生活部長)資産が資産を生まない部分があることは認識しておりますが、当市の状況を鑑みますと、国民健康保険制度を維持していくために必要な面もありまして、委員の方の意見を真摯に受け止めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(委員)非常に苦しい状況があることをぜひご理解いただき、こういう意見もあることを答申に入れていただければと思います。

(委員)高額所得者の方はどの程度の所得から負担が増えることになるのでしょうか？

(保険年金課長)試算ですと、医療分では所得金額が約960万円以上の場合が引き上げの対象となるものでございます。

(委員)資産をお持ちの方や高額所得者の方の意見も聞いてみる必要があるのではないかでしょうか？

(委員)高額所得者の方の意見を聞く方法は難しいと思いますので、この会の中で決めるのはやむを得ないのでないかと考えております。

(市民生活部長)既に地方税法の改正が行われていることや保険税の軽減の面を加味いたしまして、事務局案を作成させていただいたものであり、皆様の意見を反映し、答申を出していただければと考えております。

(委員)平成23年度の各市の状況はどのようにになっておりますか？

(市民生活部長)平成23年度の限度額の引き上げについては、保険税の軽減とセットで実施する市が7市ございます。したがって、既に引上げを行った市を含めますと、合計で20市程が法定限度額となるものでございます。
(議長)質疑がないようでしたら、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

～委員の意見については全員賛成されたが、「資産割について、公平性の面から見直しを含めて検討していただきたい」、「高額所得者に申し訳ないが、経済状況からやむを得ないのでないのではないか」、「やむを得ないが、今後も内容の検討をしていただきたい」、「負担能力がある人に負担いただくことはやむを得ない」、などの意見があった～

(議長)委員の皆さんからご意見をいただきましたが、議題となっております諮問事項に対する結論といたしましては、資料の内容のとおり、平成23年4月から医療分が50万円、後期高齢者支援金分が13万円、介護分が10万円、を実施するとさせていただいてよろしいかと思いますが、これにご異議ございませんか。

～異議なし～

(議長)異議等がないようでございますので、議題1の②につきましては、後日、私と事務局の方で答申書を作成し、提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

～異議なし～

(議長)それでは、そのように進めさせていただきます。

(議長)次に、議題2「その他について」でございますが、事務局から何かありましたらお願ひします。

(市民生活部長)特にございません

(議長)ないようですので、これをもちまして平成22年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由()	傍聴者: 0人
-----------------	--	---------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等:)
------------------	---

庶務担当課	市民生活部 保険年金課(内線: 132)
-------	----------------------